

鹿児島県介護予防
マニュアル改訂版Ⅰ（導入編）
～自立支援を目指して～

平成26年3月



鹿児島県

はじめに

本県は総人口に対する65歳以上人口の割合（高齢化率）が27%（平成24年10月1日県推計）となっており，超高齢社会を迎えています。

超高齢社会においては，高齢者が可能な限り，地域において自立した日常生活を営むことができる力とそれらの取組や活動を行政，民間，住民自らが協働して支援する力（介護予防力）の向上が求められています。

平成18年4月1日に施行された改正介護保険法においては，こうした介護予防を重視した理念が新たに規定されたことから，これを受けて，県では，平成20年度に「鹿児島県介護予防マニュアル～自立支援のために～」を策定し，高齢者の自立支援に資する介護予防事業に取り組んできたところです。

この結果，介護予防事業への参加者は年々増加傾向にあります。一方，今後も高齢化の進行に伴い，高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の増加が見込まれることなどから，引き続き，地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進するとともに，高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を維持できるよう，日常生活の中で気軽に参加できる活動の場が身近にあり，地域の人々とのつながりを通してこうした活動が広がるような仕組みづくりに取り組む必要があります。

こうしたことから，県では，地域の様々な資源を活用した地域ぐるみのより効果的な介護予防の取組を推進するため，平成24年度から鹿児島県介護予防マニュアルの改訂に取り組んできたところです。

改訂に当たっては，介護予防事業検討会及び「運動機能向上」，「栄養改善」，「口腔機能向上」，「閉じこもり・認知機能低下・うつ予防・支援」，「地域リハビリテーション」及び「複合プログラム等」の各専門部会を設置するとともに，これまでのマニュアルに対する意見や改訂マニュアル案の試行結果を基に，「現場でより使いやすいマニュアル」を目指して検討を進め，この度「鹿児島県介護予防マニュアル改訂版」を作成しました。

このマニュアルを参考に，市町村や事業所等において効果的・効率的な介護予防事業に積極的に取り組んでいただき，高齢者が住み慣れた地域でいきいきと自分らしく生活できる地域づくりが進むことを期待しております。

最後に，本マニュアルの作成に当たり，介護予防事業検討会，各専門部会の皆様をはじめ，改訂マニュアル案の試行に御協力いただきました市町村や事業所の方々に対し，心から厚くお礼を申し上げます。

平成26年 3月

鹿児島県保健福祉部介護福祉課長 川口 博志

目 次

I 導入編

第1章 介護予防総論

1 介護予防の定義と意義	3
(1) 介護予防とは	
(2) 介護予防が目指すもの	
(3) 本県の介護の現状と課題	
(4) 地域づくりによる介護予防の推進	
2 介護予防事業及び予防給付における介護予防サービスの概要	5
(1) 一次予防事業の種類と内容	
(2) 二次予防事業の種類と内容	
(3) 予防給付サービスの種類と内容	
3 介護予防に係る二次予防事業について	8
(1) 介護予防に係る二次予防事業の流れ	
(2) 二次予防事業の対象者把握について	
(3) 二次予防事業の介護予防ケアマネジメント	
5 二次予防事業終了後について	15
4 予防給付の介護予防ケアマネジメント	15
6 医師の判断を求める場合の基準	16
7 安全への配慮について	17
(1) 安全管理について	
8 介護予防事業等の事業評価	19
(1) 介護予防事業等評価の流れ	
(2) 一次予防事業の評価指標	
(3) 二次予防事業の評価指標	

- (4) 予防給付の効果と評価
- (5) 介護予防事業・地域支援事業実施状況調査（国への報告）

参考文献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

第2章 複合プログラム

- 1 事業の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 2 二次予防事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
 - (1) 事前準備
 - (2) 課題分析・目標設定
 - (3) 事前アセスメント
 - (4) 個別サービス計画の作成
 - (5) プログラムの実施
 - (6) 事後アセスメント
 - (7) 地域包括支援センターへの報告
 - (8) モニタリング・評価
- 3 プログラムの評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
- 4 様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
- 参考文献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54